

令和 7 年 5 月 1 5 日

電気事業法等の一部を改正する等の法律 附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧 供給地点の指定解除について

関東経済産業局長から、別紙 2 の事業者及び供給地点についての、電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 2 8 条第 2 項の規定による指定旧供給地点の指定解除に関する、改正法附則第 3 6 条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 2 2 条第 1 項及び第 2 8 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」における当該指定解除に係る処分基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、指定を解除すべきと考えられるため、別紙 1 のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙1)

官 印 省 略
20250507 関 東 第 33 号
令 和 7 年 5 月 1 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給地点の指定解除について（回答）

令和7年5月1日付け 20250415 関東第13号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第28条第2項の規定による指定旧供給地点の指定解除については、指定を解除することに異存はありません。

(別紙2)

指定の解除事業者数 1事業者 指定旧供給地点群数 1地点群

事業者名 (法人番号)	指定旧供給地点群名
株式会社ガスワン埼玉 (法人番号8030001160733)	1 六建ニュータウン